

東日本大震災に係る塩竈市の被災状況について



1 . 塩竈市の被災状況について	1
・ 津波浸水エリアと被災状況	(別紙)
・ 浦戸諸島の津波浸水エリアと被災状況	(別紙)
・ 住家などの被害状況図	(別紙)
2 . 各部所管の公共施設、その他の施設等の被災状況について	
(1) 市民総務部関係	2
(2) 健康福祉部関係	4
(3) 産業環境部関係	6
(4) 建設部関係	11
(5) 水道部関係	13
(6) 市立病院関係	15
(7) 教育部関係	17
< 参考 >	
各種支援制度等について	21

1. 塩竈市の被災状況について

1. 人的被害（平成23年6月8日現在）

死者 44名

（市内で亡くなられた市民の方 16名、市外で亡くなられた市民の方 28名）

行方不明者 1名

2. 津波浸水状況

本土地区では、北浜、港町、藤倉、貞山通、海岸通、新富町、宮町などで浸水により家屋流失や全壊など甚大な被害。

浦戸地区は全島で居住地区が浸水し、家屋の半数が流失や全壊。

詳細については、別紙をご参照願います。



3. 住家などの被害状況（平成23年5月25日現在）

（単位：件）

津波	種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	計
	住家	347	951	284	169	1,751
非住家	208	694	168	85	1,155	
地震	種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	計
	住家	95	49	359	1,565	2,068
非住家	10	25	60	474	569	
合計	種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	計
	住家	442	1,000	643	1,734	3,819
非住家	218	719	228	559	1,724	

り災証明書発行状況（データ入力済分）により集計

4. 避難所の運営状況

3月11日 計39箇所 8,047人

3月12日 計46箇所 8,771人

6月6日 計4箇所 121人

（単位：人）

<内訳>

No	避難所名	避難者数
1	塩竈市公民館	22
2	浦戸中学校（野々島）	39
3	旧浦戸第二小学校（桂島・石浜）	40
4	旧浦戸第一小学校（寒風沢）	20
合計		121

5. 仮設住宅の状況

仮設住宅建設等の経過

*伊保石ステーション

第1期 60戸、4月28日入居開始。58世帯が入居済み。

第2期 48戸、5月13日入居開始。39世帯が入居済み。

第3期 12戸、6月13日入居開始予定。

第4期 15戸、6月下旬入居開始予定。

*塩釜ガス体育館駐車場



23戸、6月11日入居開始予定。

*浦戸地区





桂島21戸、野々島15戸、寒風沢12戸、6月下旬入居開始予定。

2. 各部所管の公共施設、その他の施設等の被災状況について

(1) 市民総務部関係

<p>概要</p>	<p>【公共施設等】</p>	<p>1. 庁舎関係 (1) 本庁舎 耐震補強工事を完了していたが、柱や内外壁、橋梁などに亀裂が発生した。 (2) 宮町分室 地震被害と津波による浸水被害があり、耐震力は喪失と判断している。 (3) その他 公用車の流失、消防団用資機材等の流失、防災同報無線設備に被害。 2. 集会所(市所有集会所) 朴島集会所・北浜集会所・まがき集会所の3施設が津波により甚大な被害を受けた。</p>
	<p>【その他の施設等】</p>	<p>塩竈市情報・交流コーナー(マリンプラザ) 津波による内壁・ドア等の破損、備品類の流出・破損</p>
<p>状況</p>	<p>【公共施設等】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="277 960 641 1281">  </div> <div data-bbox="660 960 1024 1281">  </div> <div data-bbox="1043 960 1407 1281">  </div> </div> <p>本庁舎の柱に亀裂などが発生 宮町分室は耐震力が失われた状況 まがき集会所 ・津波により床上約40cmの浸水及び地盤沈下により半壊</p> <p>【その他の施設等】</p> <div data-bbox="277 1554 732 1890">  </div> <p>塩竈市情報・交流コーナー(マリンプラザ) ・設備備品類が散乱(入口部分)</p>	

(2) 健康福祉部関係

<p>概要</p>	<p>【公共施設等】</p>	<p>1. 藤倉児童館 今回の地震、津波被害(床上約10cm)により施設全体が傾斜し、使用不可となっている。建物の内外、給排水設備、フェンスなどの破損が著しい。</p> <p>2. 保健センター 今回の地震、津波被害(床上約150cm)により特に一階部分に大きな被害を受けた。パソコンを含め備品全般が使用不可となったほか、建物の自動ドア、内壁、給排水設備、門扉・フェンスなどの損害が著しい。公用車も流失した。</p>
<p>状況</p>	<p>【公共施設等】 藤倉児童館</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">保健センター</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

概要

【公共施設等】

各課管理施設

- (1) 水産振興課...漁港施設と魚市場施設等が地震と津波の被害を受けた。
- (2) 商工港湾課...駐車場施設とマリングート塩釜等が地震と津波の被害を受けた。
- (3) 観光交流課...浦戸各海水浴場前トイレと海岸通顧客利便施設が地震と津波の被害を受けた。
- (4) 環境課...清掃工場が電気集じん器・沈降灰コンベアが損傷したほか、煙突内壁・建物上屋も一部破損した。
- (5) 浦戸振興課...浦戸諸島開発総合センター・浦戸診療所が津波による浸水(1階部分・約30cm)被害を受けた。

【その他の施設等】

水産加工業等共同利用施設、浅海養殖漁業施設、しおがま・まちの駅、塩釜観光案内所等が損壊・流失した。

状況

【公共施設等】



野々島漁港施設の損壊



塩竈市魚市場内荷捌き場の陥没・亀裂等



塩竈中央公共駐車場外壁落下等(屋上機械室壁面)



海岸通顧客利便施設の浸水被害










マリングート塩釜一階待合室の浸水状況








桂島海水浴場前トイレの津波被害







(4) 建設部関係

<p>概要</p>	<p>【公共施設等】</p>	<p>各課管理施設 (1) 都市計画課...本塩釜駅前駐車場と地域案内板に津波による浸水被害があり、誘導サイン3基が破損した。 (2) 定住促進課...市営清水沢住宅ほか9住宅において亀裂や機械設備の損傷、地盤陥没などの被害が生じた。 (3) 土木課...市道の沈下や舗装面の亀裂、段差などが市内各地で生じたほか、公園などの施設にも被害が生じた。 (4) 下水道課...雨水・汚水の管路等に亀裂や破断などが生じ、また、ポンプ場の電気・機械設備にも被害が生じた。</p>
	<p>【その他の施設等】</p>	<p>急傾斜地崩壊危険箇所 本土2箇所、浦戸地区4箇所において落石が生じた。</p>
<p>状況</p>	<p>【公共施設等】</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>破損した誘導サイン (潮見橋付近)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>市営新玉川住宅の外壁に生じた亀裂</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>市道に生じた段差、路盤剥離 (市道海岸通1号線)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>津波の浸水被害があった藤倉第2ポンプ場</p> </div> </div> <p>【その他の施設等】 急傾斜地崩壊危険箇所の状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>花立町</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>野々島</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>寒風沢</p> </div> </div>	

(5) 水道部関係

<p>概要</p>	<p>【公共施設等】</p>	<p>水道部庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震被害と津波による浸水もあり、柱や梁、内外壁階段に亀裂が生じた。 ・地盤に陥没、隆起及び亀裂が生じた。 ・構造物（擁壁）に傾きや亀裂が生じた。
	<p>【水道施設等】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．大倉川水系導水管 1箇所破断、溶接箇所9箇所亀裂。 2．春日水系導水管 1箇所漏水、管理用道路法面崩落2箇所。 3．送水管 仕切弁破損等4箇所漏水。 4．給配水管 受け口部離脱、破断。浦戸海底配水管を含む127箇所漏水。 5．権現堂低区浄水場 東側敷地内亀裂。 6．天の山配水池 敷地内舗装面沈下、亀裂。建屋一部亀裂。 7．梅の宮浄水場 敷地内舗装面亀裂、側溝地盤沈下。万年塀一部欠損。 8．水道用資機材 地下漏水探知機器等の水没。
<p>状況</p>	<p>【公共施設等】 水道部庁舎関係</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="296 1106 660 1375">  </div> <div data-bbox="671 1106 1037 1375">  </div> <div data-bbox="1048 1106 1412 1375">  </div> </div> <p>水道部庁舎東側陥没 水道部庁舎玄関亀裂 水道部庁舎南側陥没</p> <p>【水道施設等】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="322 1550 780 1886">  </div> <div data-bbox="834 1550 1289 1886">  </div> </div> <p>導水管破断 浦戸野々島配水管の被災状況</p>	

(6) 市立病院関係

<p>概要</p>	<p>【公共施設等】</p>	<p>1. 市立病院（外来棟・病棟） (1) 平成23年1月に東病棟耐震補強工事を完了しており、構造躯体に損傷はなし。 (2) 病棟の一部内壁に亀裂が生じた。 (3) 施設設備関係では、エレベーター、ガスヒートポンプ室外機、各種配管等に損傷が生じた。</p>
	<p>【参 考】</p>	<p>震災発生後の診療状況等（3/11～3/17） ライフライン停止により救急対応を中心とした非常診療体制。 ・受診患者数：973人 ・平均入院患者数：173人（最大182人：利用率113%） ・救急患者搬送数：76人（うち入院29名）</p>
<p>状況</p>	<p>【公共施設等】病棟関係</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">病棟の内壁の一部に亀裂が発生</p> <p>【その他】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>外来棟地下カルテ庫の棚が転倒</p> <p>患者給食を職員手渡しで配ぜん （エレベーター停止のため）</p>	

(7) 教育部関係

<p>概要</p>	<p>【公共施設等】</p>	<p>1. 小・中学校 耐震補強診断及び耐震補強工事を完了していたが、次のような被害が発生した。</p> <p>(1) 屋内運動場 外壁剥落(二小、二中、三中、玉中)照明器具破損、照明器具自動昇降装置故障(二小、月見小、一中) 等</p> <p>(2) 校舎 内外壁モルタル亀裂、ガラス一部破損(各校共通)、エキスパンションジョイント破損(二小、三小、杉小、玉小、三中、玉中、浦戸小中)、職員室床沈下(杉小)、渡り廊下の外壁剥落(三中) 等</p> <p>(3) その他 給排水設備の破断・漏水(三小、月見小、玉中、浦戸小中)、敷地の沈下(杉小、玉中、浦戸小中) 等</p> <p>2. 社会教育、スポーツ施設等</p> <p>(1) ふれあいエस्प塩竈 外壁一部亀裂等、公民館 外壁一部亀裂等、公民館本町分室 北側法面一部落石、公民館浦戸分館 津波により全壊、遊ホール 舞台空調機の配管亀裂等、市民図書館 書庫内の可動式書棚破損、浦戸離島センター閲覧図書の流れ等</p> <p>(2) 塩竈市体育館 天井パネル一部落下、塩竈温水プール 天井内壁一部亀裂、ボイラー漏水 等</p> <p>(3) 壱番館関係 1階自動ドア破損、外壁タイル剥離 等</p>
	<p>【その他の施設等】</p>	<p>文化財 次のような被害が発生した。</p> <p>鹽竈神社 内壁破損等、高橋家住宅 壁面亀裂、志波彦神社 内壁破損・地盤陥没等、寒風沢造艦の碑 転倒 等</p>
<p>状況</p>	<p>【公共施設】学校施設</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="316 1400 794 1751">  </div> <div data-bbox="890 1400 1369 1751">  </div> </div> <p>外壁が落下(玉川中学校屋内運動場) 外壁が剥落(第三中学校渡り廊下)</p>	

社会教育、スポーツ施設等



落石（本町分室北側）



全壊（公民館浦戸分館）

津波浸水エリアと被災状況



北浜地区



新浜地区



新浜地区



新浜地区



塩竈市魚市場



海岸通地区



海岸通地区



北浜地区



港町地区



北浜地区



中の島地区



港町地区



貞山通地区



北浜地区



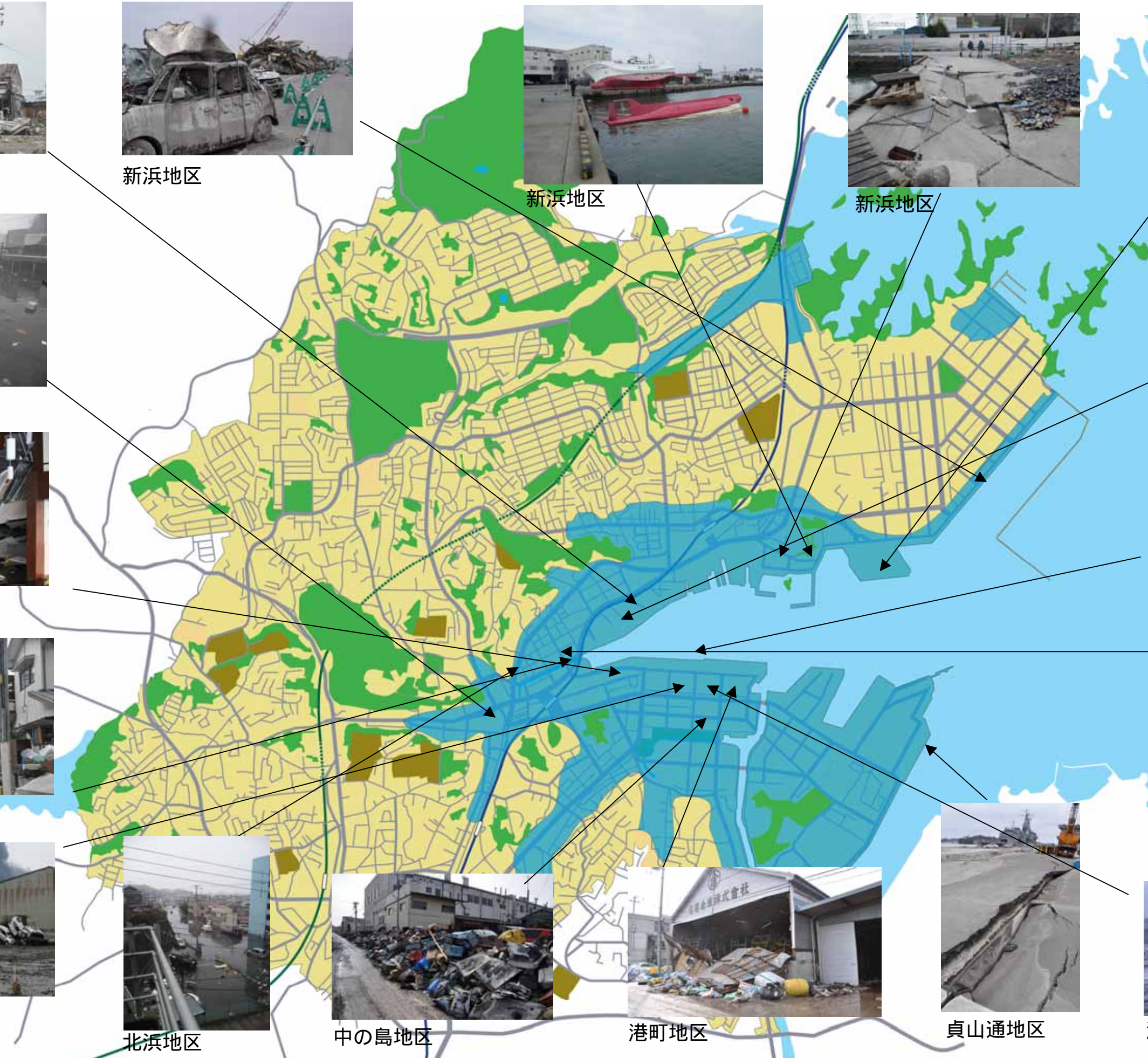
港町地区マリングート前



北浜地区



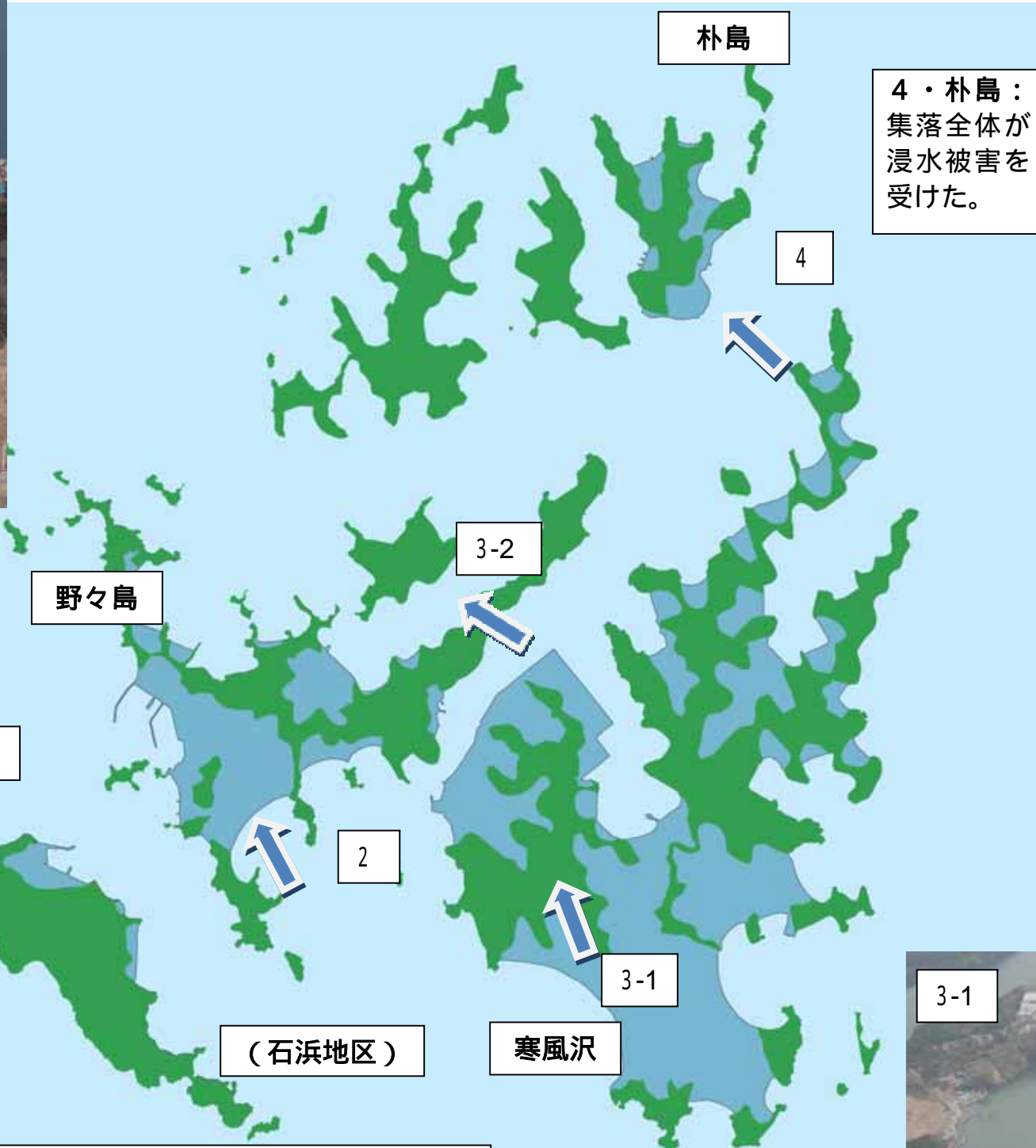
港町地区



浦戸諸島の津波浸水エリアと被災状況



2



4・朴島：集落全体が浸水被害を受けた。



4



3-2

2・野々島：写真下の海水浴場側から写真上の集落方向に向け津波が襲来。中央部分にあった道路は途中で滅失、家屋も流出、全壊多数。写真の中央部には、巨大な窪地が発生した。



1

1



1・桂島地区：写真下の海水浴場から津波が襲来。低地の家屋を破壊し、島の中央部の尾根の方向に押し上げた。尾根近くの住宅も1階部分が被害を受けている。津波はさらに尾根の通路を通り、写真上部の漁港側に達している。津波が運んだガレキによって、尾根を越えた側の家屋にも被害が発生した。石浜地区：低地の家屋が津波で甚大な被害。

3・寒風沢：津波は対岸の半島によって寒風沢の南側の集落に入り込み、多数の家屋が流失。また岸壁にあった浮き桟橋は柱も流失した。北側の集落も浸水による被害が発生。岸壁は陥没が著しい。



3-1



(参考資料)

各種支援制度等について

(1) 市民総務部関係

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
1	市民税の減免 (平成23年度分)	被災者の税負担の軽減を図る。	以下の要件を満たす者 ・住宅又は家財に係る損害の金額がその価格の10分の3以上であること ・前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること	損害の程度及び合計所得金額に応じ、下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・8分の1、4分の1、2分の1、全部	税務課
2	固定資産税の減免 (平成23年度分)	被災者の税負担の軽減を図る。	所有する固定資産(土地・家屋・償却資産)に損害を受けた者	損害の程度に応じ、下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・10分の4、10分の6、10分の8、全部	〃
3	国民健康保険税の減免 (平成23年度分)	被災者の税負担の軽減を図る。	以下の要件を満たす者 ・住宅又は家財に係る損害の金額がその価格の10分の3以上であること ・前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること	損害の程度及び合計所得金額に応じ、下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・8分の1、4分の1、2分の1、全部	〃
4	証明書等の無料発行	復旧に係る申請等に 必要な証明書等を無料で発行する。	り災証明書の交付を受けた者	住民票、戸籍証明、印鑑登録証明書、印鑑登録証再交付、外国人登録原票記載事項証明書を無料で発行する。	市民安全課

(2) 健康福祉部関係

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
1	災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に弔慰金を支給する。	遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)	生計維持者が死亡したとき 500万円 その他の者が死亡したとき 250万円	生活福祉課
2	災害障害見舞金の支給	災害により障害を受けた者に見舞金を支給する。	重度の障害(両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者	生計維持者が障害を受けたとき 250万円 その他の者が障害を受けたとき 125万円	〃
3	災害見舞金の支給 (独自支給)	災害により住宅に被害を受けた者に見舞金を支給する。	住宅が全壊、大規模半壊、半壊した世帯の世帯主	全壊 10万円 大規模 7万円 半壊 5万円	〃
4	災害義援金の配分	宮城県内外から寄せられた義援金を配分する。	・遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母) ・住宅が全壊、大規模半壊、半壊した世帯の世帯主	(受付団体配分) 死亡・行方不明者 35万円 全壊 35万円 大規模半壊 18万円 半壊 18万円 (宮城県配分) 死亡・行方不明者 15万円 災害障害見舞金対象者 10万円 全壊 10万円 大規模半壊 7万円 半壊 2万円 震災孤児 50万円	〃

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
5	被災者生活再建支援金の支給	自立した生活を開始するために必要な経費を支給する。	住宅が全壊、大規模半壊した世帯の世帯主	「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円が加算される。	〃
6	災害援護資金の貸付	生活の立て直しに資するための資金を貸し付けする。	以下の要件のいずれかに該当する世帯主 ・療養に1か月以上を要すること ・家財に3分の1以上の損害を受けたこと ・住居が全壊、滅失・流出、半壊したこと	療養に1か月以上を要する場合は150万円、家財に3分の1以上の損害を受けた場合は150万円、住居が全壊した場合は250万円、滅失・流失した場合は350万円、半壊した場合は170万円を貸し付けする。 利率（現行）：年3% （改正後）：無利子（保証人あり） ：年1.5%（保証人なし） 措置期間（現行）：3年 （改正後）：6年 償還期間（現行）：10年 （改正後）：13年	〃
7	応急仮設住宅の提供	住宅を提供することにより生活の再建を図る。	全壊、流出等により居住する家を失った者で、自らの資力で住宅を確保できないもの	仮設（プレハブ）住宅、民間賃貸住宅、公営住宅、雇用促進住宅等を提供する。	〃
8	被服寝具その他生活必需品の給与	福祉及び生活の安定を図る。	生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服、寝具、身の回り品、食器等を給与する。	〃
9	保育料の還付（平成23年3月分）	休所したことに伴い保育料の還付を行う。	保育所利用者	休所日数に応じて保育料を還付する。	子育て支援課
10	保育料の減免（平成23年3月分～平成24年3月分）	被災者の保育料の軽減を図る。	以下の要件のいずれかに該当する者 ・居住する家屋（持家）が全焼、全壊、流失等していること ・居住する家屋（持家）が半焼、大規模半壊、半壊等していること ・居住する家屋（借家）が全焼、全壊、流失等していること ・居住する家屋（借家）が半焼、大規模半壊、半壊等していること ・震災による事業の倒産、失業等により年間収入額が著しく減少していること	下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・全部、100分の50、100分の25 ・当該年度の収入見込額（課税額）により階層変更	〃
11	放課後児童クラブ利用料の還付（平成23年3月分）	休所したことに伴い利用料の還付を行う。	放課後児童クラブ利用者	休所日数に応じて利用料を還付する。	〃

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
12	放課後児童クラブ利用料の減免 (平成23年3月分 ～平成24年3月分)	被災者のクラブ利用料の軽減を図る。	以下の要件のいずれかに該当する者 ・居住する家屋(持家)が全焼、全壊、流失等していること ・居住する家屋(持家)が半焼、大規模半壊、半壊等していること ・居住する家屋(借家)が全焼、全壊、流失等していること ・居住する家屋(借家)が半焼、大規模半壊、半壊等していること	下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・全部、100分の50、100分の25	〃
13	介護保険料の減免 (平成23年度分)	被災者の介護保険料の軽減を図る。	住宅又は家財に係る損害の金額がその価格の10分の2以上である者	損害の程度及び合計所得金額に応じ、下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・4分の1、2分の1、全部	長寿社会課
14	介護保険利用者負担額の減免 (平成23年3月分 ～平成24年2月分)	被災者の介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を図る。	住宅又は家財に係る損害の金額がその価格の10分の2以上である者	損害の程度及び合計所得金額に応じ、下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・4分の1、2分の1、全部	〃
15	健康診査自己負担金の減免 (平成23年度特定健診)	被災者の自己負担金の軽減を図る。	次のいずれかの申し立てをした者 ・住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたこと ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったこと ・主たる生計維持者の行方が不明であること ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したこと ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと ・原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること	健康診査自己負担金を減免する。	健康推進課
16	国民健康保険一部負担金の免除 (平成22年3月11日 ～平成24年2月29日)	被災者の一部負担金の軽減を図る。	以下のいずれかの要件を満たす者 ・住宅に損害(全壊等)を受けたこと ・主たる生活維持者の死亡、重症、行方不明、業務休止、失職により収入がないこと 等	医療機関窓口で支払う一部負担金を免除する。	保険年金課
17	国民年金保険料の免除 (平成23年2月分(3/31納期)～平成24年6月分(h24.7/31納期))	被災者の国民年金保険料の負担の軽減を図る。	住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた者	国民年金の保険料の全額が免除される。	〃
18	後期高齢者医療保険一部負担金の免除 (平成22年3月11日 (～平成24年2月29日)	被災者の一部負担金の軽減を図る。	以下のいずれかの要件を満たす者 ・住宅に損害(全壊等)を受けたこと ・主たる生活維持者の死亡、重症、行方不明、業務休止、失職により ・収入がないこと 等	医療機関窓口で支払う一部負担金を免除する。	〃
19	後期高齢者医療保険料の減免 (平成23年度分)	被災者の保険料負担の軽減を図る。	以下の要件を満たす者。 ・住宅又は家財に係る損害の金額がその価格の10分の3以上であること ・前年中の当該世帯における合計所得金額が1,000万円以下であること	損害の程度及び合計所得金額に応じ、下記の減免割合を乗じて得た額を減免する。 ・8分の1、4分の1、2分の1、全部	〃

(3) 産業環境部関係

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
1	東日本大震災復旧融資	被災農林漁業者等に対する資金を融通し、早期事業再開を図る。	以下の要件を満たす者で、市長の認定を受けたもの ・減収量30%以上かつ損失額10%以上の被害を受けた農業者 ・損失額10%以上又は施設損失50%以上の被害を受けた林業者及び漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ・資金用途...種苗、肥飼料、農薬、家畜、漁具、稚魚、餌料、漁業用燃料、漁船(5トン未満)等、その他農業経営に必要な資金 ・貸付限度額...個人：200万円(家畜、養殖、漁船500万円、漁具5,000万円) 法人：2,000万円(家畜、養殖、漁船2,500万円、漁具5,000万円) ・償還期限...3～6年 ・貸付利率...0% (無利子) ・融資枠...1,000億円 	水産振興課
2	仮施設整備事業	被災した地域における中小企業の早期事業再開を図る。	事業の再開を希望する中小企業者等	独立行政法人中小企業基盤整備機構が、被災市町村から借受けた公共用地等を活用し、仮施設(店舗、事務所、工場等)の整備を行い、市町村を通じ中小企業者等に対し貸出を行う。	商工港湾課 水産振興課
3	東日本大震災復興緊急保証	被災中小企業者等が、金融機関から事業再建又は経営安定に必要な資金を借り入れる場合、信用保証協会が保証する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定被災区域内の中小企業者(震災の影響により業況が悪化している中小企業者、地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者、原発事故に係る警戒区域等の区域内の中小企業者) ・特定被災区域外の中小企業者(特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ震災の影響により業況が悪化している中小企業者、震災に起因した風評被害による契約解除等の影響で急激に業況が悪化している中小企業者等)で市の認定を受けたもの 	保証割合：融資額の100% 保証限度額：無担保8千万円、最大2億8千万円 災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて無担保の保証限度額1億6千万(最大5億6千万円)	商工港湾課
4	災害関係保証	震災により直接被害を受けた中小企業者等が、金融機関から事業再建資金を借り入れる場合、信用保証協会が保証する。	<ul style="list-style-type: none"> ・震災により直接被害を受けた中小企業者 ・原発事故に係る警戒区域等の区域内の中小企業者で市の認定を受けたもの 	保証割合：融資額の100% 保証限度額：無担保8千万円、最大2億8千万円 セーフティネット保証と同枠(一般保証とは別枠)	〃
5	セーフティネット保証(5号)	震災被害に限らず、売上減少など業況が悪化している中小企業者等が、金融機関から経営安定資金を借り入れる場合、信用保証協会が保証する。	売上減少など業況が悪化している中小企業者で市の認定を受けたもの	保証割合：融資額の100% 保証限度額：無担保8千万円、最大2億8千万円 災害関係保証と同枠(一般保証とは別枠)	〃
6	重点分野雇用創造事業(震災対応事業)	震災対応事業として雇用を創出するため、国の1次補正と合わせて追加配分するもの。	求職中の一般市民、受託を希望する企業者・法人・NPO等	介護、医療など今後の成長が見込まれる分野につき、特に震災による雇用悪化に対応するため、152,130千円を追加配分	〃

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
7	一般廃棄物処理手数料の減免	被災者の廃棄物処理手数料の軽減を図る。	被災者	被災者が仮置場に搬入する災害廃棄物の処理手数料を減免する。	環境課
8	被災家屋等の解体	被災した家屋等の解体に要する費用の軽減を図る。	被災した家屋等の所有者で市に解体を依頼したもの	被災した家屋等の解体を無料で行う。	〃
9	被災自動車の処分	被災した自動車の処分に要する費用の軽減を図る。	被災した自動車等の所有者で市に処分を依頼したもの	被災した自動車の処分を無料で行う。	〃
10	被災船舶の処分	被災した船舶の処分に要する費用の軽減を図る。	がれき状態の船舶又は被災した船舶の所有者で市に処分を依頼したもの	被災した船舶の処分を無料で行う。	〃
11	塩竈市営汽船の運賃及び貨物等運賃の免除	運賃及び貨物等運賃を免除し、浦戸諸島の復興支援を図る。	浦戸地区の被災者等及び災害復興支援等に係る貨物等	運賃及び貨物等運賃を免除する。 (5月31日まで)	浦戸振興課
12	塩竈市営汽船の運賃の免除	運賃を免除し、浦戸諸島の復興支援を図る。	浦戸地区で全壊の判定を受けたり災世帯	1世帯片道16枚の特別乗船券を交付 (有効期間6月1日～8月31日)	〃
13	塩竈市営汽船の運賃の免除	運賃を免除し、浦戸諸島の復興支援を図る。	浦戸地区に居住し、り災により現在は浦戸地区外に居住し、浦戸小中学校に通学する児童生徒	1ヶ月の特別定期券を交付	〃

(4) 建設部関係

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
1	塩竈市災害特別融資制度	災害予防又は災害復旧のための工事に係る資金の融資をあっせんする。	以下の要件を満たす者 ・市内に住宅若しくは土地を所有又は借用していること(借用している場合は所有者の承諾が得られること) ・融資金の返済能力を有していること ・市及び金融機関の審査に合格した者 ・り災証明書の発行を受けられる者(災害復旧工事)	・融資金額...工事に要する費用の80パーセント以内 (10万円以上1,000万円以下) ・融資利率...年2.5% ・返済期間...10年以内(融資金額:400万円以内) 15年以内(融資金額:400万円超)	都市計画課
2	住宅の応急修理制度	被災した住宅の居室、トイレ等日常生活を営むために必要な最小限の部分を応急的に修理する。	以下の要件を満たす者 ・住宅が全壊、大規模半壊、半壊していること ・修理することで避難所への避難を要しなくなると見込まれること ・応急仮設住宅を利用しないこと	修理限度額は1世帯当たり52万円	定住促進課

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
3	下水道使用料の減免 (平成23年4月分)	下水道使用料の軽減を図る。	下水道使用者	<ul style="list-style-type: none"> 基本使用料及び4m³分の従量使用料を減免(全使用者) 基本使用料及び従量使用料の全額を減免(全壊、大規模半壊、半壊した使用者) 	下水道課

(5) 水道部関係

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
1	水道料金の減免 (平成23年度4月分)	水道料金の軽減を図る。	水道使用者	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金及び4m³分の従量料金を減免(全使用者) 基本料金及び従量料金の全額を減免(全壊、大規模半壊、半壊した使用者) 浦戸地区は5月分も減免 	営業課

(6) 市立病院関係

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
1	保険診療にかかる自己負担金の免除	被災者の自己負担金の軽減を図る。	<p>以下の要件のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をしたこと 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負ったこと 主たる生計維持者が行方不明であること 等 	自己負担金の免除	事務部 医事課

(7) 教育部関係

No.	支援制度等	目的等	主な対象者	制度等の内容	所管課
1	被災児童生徒就学援助	就学困難となった児童生徒の保護者に経済的支援を行う。	被災により就学困難となった児童生徒の保護者	<ul style="list-style-type: none"> 給食費(全額) 学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費(通常の就学援助と同額) 	学校教育課